

都道府県・政令指定都市名	03 岩手県
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部若者女性協働推進室
担 当 職 員 数	8 人 (専任 7 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	庁議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1963年11月1日 根拠: 庁議運営規定
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	岩手県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年10月9日
構 成 員 数	18 人 (女性 10 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	いわて男女共同参画プラン
改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期	2026年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	岩手県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2002年10月9日
	施 行 日 (西 暦)	2002年10月9日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2020 年度まで	40 %	2020年までに40%まで上昇させ、それ以降は維持していくことを目指す		
根 拠	いわて県民計画(2019~2028)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令・政令・条例に基づき設置されている審議会等、法律に基づく委員会等、法律に基づく委員・相談員のうち社会教育委員(ただし、法令により職が指定されている委員が多数を占める審議会等、選挙で選出される委員が全部又は多数を占めている審議会等、委員定数が3名の審議会等の計12審議会を除く)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(77)うち女性委員を含む審議会等数(76)		
			延総委員等数(1,313)延女性委員等数(484)	女性比率(36.9)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(80)うち女性委員を含む審議会等数(76)		
			延総委員等数(1,540)延女性委員等数(493)	女性比率(32.0)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(37)		
			延総委員等数(761)延女性委員等数(218)	女性比率(28.6)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)		
			延総委員等数(66)延女性委員等数(16)	女性比率(24.2)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	3	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	2
	そ の 他	〔 〕			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	女性管理職の内訳										
			うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	355	25	7.0	27	2	7.4	60	3	5.0	268	20	7.5
	うち一般行政職	264	22	8.3	26	2	7.7	52	3	5.8	186	17	9.1
支庁・地方事務所等	計	406	40	9.9	5	0	0.0	76	2	2.6	325	38	11.7
	うち一般行政職	213	16	7.5	5	0	0.0	35	1	2.9	173	15	8.7
全体	計	761	65	8.5	32	2	6.3	136	5	3.7	593	58	9.8
	うち一般行政職	477	38	8.0	31	2	6.5	87	4	4.6	359	32	8.9
再掲	警察関係	108	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	97	0	0.0
	教育委員会	50	7	14.0	1	0	0.0	5	0	0.0	44	7	15.9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)		係長相当職(人)	係長相当職		
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	678	104	15.3	858	214	24.9
	うち一般行政職	499	92	18.4	571	184	32.2
支庁・地方事務所等	計	1,684	470	27.9	2,638	1,252	47.5
	うち一般行政職	810	168	20.7	827	240	29.0
全体	計	2,362	574	24.3	3,496	1,466	41.9
	うち一般行政職	1,309	260	19.9	1,398	424	30.3
再掲	警察関係	263	16	6.1	595	51	8.6
	教育委員会	208	51	24.5	212	73	34.4

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	51	6	11.8	117	22	18.8	93	32	34.4
	うち一般行政職	41	5	12.2	86	21	24.4	86	30	34.9
支庁・地方事務所等	計	48	7	14.6	263	87	33.1	268	156	58.2
	うち一般行政職	30	4	13.3	155	34	21.9	70	29	41.4
全体	計	99	13	13.1	380	109	28.7	361	188	52.1
	うち一般行政職	71	9	12.7	241	55	22.8	156	59	37.8
再掲	警察関係	12	0	0.0	25	5	20.0	31	6	19.4
	教育委員会	13	3	23.1	45	10	22.2	6	1	16.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○		○			○	◎			○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、本人の希望 医療局:勤務成績、部局等の推薦、経年数(取組有) 教育委員会:勤務成績、昇任試験(面接以外)、経年数(取組無)、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経年数(取組有)、その他(勤務成績による選考種別の差別化)
補佐級	○		○			○	◎			○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、本人の希望 医療局:勤務成績、部局等の推薦、経年数(取組有) 教育委員会:勤務成績、昇任試験(面接以外)、経年数(取組無)、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経年数(取組有)、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による選考種別の差別化)
係長級	○		○			○	◎			○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経年数(取組有)、本人の希望 医療局:勤務成績、部局等の推薦、経年数(取組有) 教育委員会:勤務成績、昇任試験(面接以外)、経年数(取組無)、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経年数(取組有)、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による選考種別の差別化)

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,149	111	9.7
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	687	320	46.6
うち 上級	336	118	35.1
うち 一般行政職	213	81	38.0
うち 上級	105	43	41.0
うち 警察関係	87	15	17.2
うち 上級	39	9	23.1

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ol style="list-style-type: none"> 明記した規定があり、認めている。 明記した規定はないが、運用上認めている。 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定
当該部分の条文(本文)	<p>①岩手県職員旧姓使用取扱要綱②岩手県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱③医療局職員旧姓使用取扱要綱制定について④</p> <p>①(旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後にも、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 2 旧姓を使用する職員は、前項に規定する旧姓を使用することができる全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表のとおりとする。</p> <p>②(旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後にも、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 2 旧姓を使用する職員は、前項に規定する旧姓を使用することができる全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表のとおりとする。</p> <p>③1 法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。</p> <p>④岩手県警察職員旧姓使用事務取扱要領の制定について 第2 1 旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。</p>

問7-9: 防災・危機管理部(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2: その他(西暦)

Table with 6 columns: 防災・危機管理部職員数(人), うち女性数(人), 女性比率(%), うち管理職数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Values: 73, 14, 19.2, 16, 2, 12.5

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Form for facility details including name (岩手県男女共同参画センター), date (2006年4月1日), location (盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号), and management details.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table for fund/charity establishment with columns for name, date, and amount (基金・基本財産額).

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table for network details with columns for question number, response (有/無), and specific details like meeting frequency.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Form for inter-municipal cooperation with a list of activities and a section for other details.

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Form for staff training implementation with a list of activities.

女性職員の研修受講への配慮

Form for training support for female staff with a list of measures.

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table for budget details with columns for item, 2020 budget, 2021 budget, and notes.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		○

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 いわて女性活躍企業等認定制度(2、5)、いわて子育てにやさしい企業等認証制度(2、7、8、9)
- 「企業の表彰制度」の具体的な名称 いわて子育てにやさしい企業等表彰制度(1、2、7、8、9、10、12)、いわて働き方改革アワード(1、2、5、6、7、8、9、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	いわて女性の活躍促進連携会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女がともに支える社会に関する意識調査	
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 3 年毎	
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 県公報媒体による広報 ・ 街頭啓発	県ホームページ等による広報 6月の「いわて男女共同参画推進月間」にあわせて、ショッピングセンター内でパネル展及び啓発物品の配布を行う。		
2. 表彰 ・ いわて男女共同参画社会づくり功労者表彰 ・ いわて男女共同参画社会づくりチャレンジ表彰	男女共同参画社会づくりの推進に功績のあった個人又は団体を表彰する。 男女共同参画社会づくりに関して、様々な分野に積極的にチャレンジし、他者の先導的事例となる取組を行っている個人又は団体を表彰する。		
3. 講座 ・ 男女共同参画視点からの復興・防災に関する啓発事業 ・ いわて男女共同参画サポーター養成講座 ・ 女性のキャリア形成の支援 ・ 女性活躍のための経営者研修 ・ 出前講座 ・ 女性活躍に関する出前講座 ・ 様々な課題・困難を抱える女性に対する就労支援	復興に係る意思決定の場への女性の参画の重要性について理解を促進するため、男女共同参画視点からの復興・防災に関するワークショップを開催する。 男女共同参画に興味・関心があり、男女共同参画の推進活動に意欲のある方を男女共同参画サポーターとして養成し、県及び各地域における男女共同参画の意識向上と活動の促進を図る。 キャリアプランの具体化や女性活躍への動機付けを目的とした若年社員対象のセミナーや、リーダー像の確立やリーダーとして活躍することへの動機付けを目的とした中堅女性社員対象のセミナーを開催する。 女性の人材育成や女性リーダー育成に係る先進的な取組を紹介することで経営者や管理職の理解促進を図るセミナーや「いわて女性活躍認定企業等」のステップアップを目的としたセミナーを開催する。 男女共同参画に関する6つの学習テーマについて、各市町村や学校、企業、市民活動団体の要請に応じて講師を派遣する。 企業や団体が開催する女性の活躍推進に関する研修支援としてワークライフ・バランスに関する講座の動画を貸出することにより、女性自身の能力開発及び周囲の理解促進を図る。 様々な課題・困難を抱える女性を対象として、社会的つながりの回復のための場づくりなど就労に繋げるための支援を行う。		
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 男性相談 ・ 法律相談 ・ 女性のための就労相談 ・ LGBT相談 ・ 女性のためのつながりサポート	男女共同参画に関する一般相談(DVに関するものも含む) 男女共同参画に関する男性相談 男女共同参画に関する法律相談 女性活躍推進法に基づき関係機関の紹介や有用な情報提供を行う。 性的指向や性別の違和感などの相談 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、孤立・孤独等で不安を抱える女性に対する支援を実施		月曜日以外(年末年始も除く) 月2回 月1回 週3回 週2回
5. 情報収集・提供 ・ 図書・DVD貸出、行政情報・イベント情報等の提供 ・ 「いわてdeともに通信」の発行 ・ ホームページによる情報提供	関連図書等の選定・発注・購入・図書検索システムの投入・資料コーナーへの配架。行政情報、様々なグループ等が発行するパンフレット、情報誌等を資料コーナーに配架。団体や団体の活動、イベント情報等の情報を収集し、情報誌やホームページ等による情報提供。 男女共同参画に関連する情報やイベント情報等について情報提供を行う。(年2回) 男女共同参画センターのホームページや「いわて女性の活躍応援サイト」の管理・運営を行い、最新の情報を提供する。		
6. 苦情処理 ・ 岩手県男女共同参画調整委員	男女共同参画に関する苦情及び相談の処理		
7. 交流促進 ・ いわて男女共同参画ネットワーク事業	男女共同参画社会に向けた県民の自主的な活動や各種団体の相互連携・交流を企画し、活動を促進する。		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ いわて女性の活躍推進連携会議	経済団体や産業団体による連携会議を実施。また、分野ごとの取組を促進するための部会を設置。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 男女共同参画に関する意識調査	男女共同や性別役割分担に関する意識と生活実態等を把握することにより、いわて男女共同参画プランの推進状況管理を行うとともに、今後の男女共同参画推進の参考とするもの。(3年毎に実施)		
11. その他 ・ 市町村男女共同参画担当課長会議 ・ いわて女性活躍企業等認定制度	男女共同参画に係る情報交換等を行う。 女性の活躍推進に積極的に取り組む県内企業等を知事が認定し、その取組を広く公表することにより、企業等の自主的な取組の促進を図り、県内企業等における女性活躍の一層の促進を図る。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	岩手県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	3	
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1	公務、家族の葬儀、その他やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1	
規 則 名	岩手県議会先例集		
条文本文	第24章 その他 338 議員から、任期中、通称名を使用した旨の申し出があった場合は、議会運営委員会に諮ったうえで、議長がこれを許可するのを例とする。 政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) (岩手県地域防災計画には明確に担当部局を明記している訳ではないが、県全体として男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)について配慮する旨の規定がある)	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2019年9月11日	～	2023年9月10日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	77	13	16.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	76	13	17.1	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	1	7.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	3	10.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	9	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	17	7	41.2	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	18	1	5.6	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	29	12	41.4	
	7 精神医療審査会	22	5	22.7	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	12	2	16.7	
	9 都道府県医療審査会	19	4	21.1	
	10 准看護師試験委員会	9	4	44.4	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	19	4	21.1	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	7	50.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	3	20.0	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審査会	14	6	42.9	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	11	4	36.4	
	19 建築審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	20	8	40.0	
	22 開発審査会	7	1	14.3	
	23 私立学校審議会	10	4	40.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	24	2	8.3	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	20	7	35.0	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	15	3	20.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	45	13	28.9	
	34 警察署協議会	140	61	43.6	
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	60	2	3.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	44 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	22	0	0.0	0
	46 指定難病審査会	20	2	10.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	49 地域医療対策協議会				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合計	761	218	28.6	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	66	16	24.2	
	女性委員0の委員会数	0			